

岐阜県公報

目次

告示

岐阜県林業労働力の確保の促進に関する基本計画の変更	(森林整備課)	一
道路の区域変更	(道路維持課)	一
道路の供用開始	(同)	二
都市計画の変更	(都市政策課)	三
保安林の指定予定	(可茂農林事務所)	四

教育委員会告示

岐阜県史跡の指定	(社会教育文化課)	一五
----------	-----------	----

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請	(環境生活政策課)	一五
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	(同)	一六
大規模小売店舗の新設の届出に関する件	(商業流通課)	一七
大規模小売店舗の変更の届出に関する件	(同)	一八
平成二十四年度岐阜県農業大学校入学試験の実施	(農業経営課)	一九
建設業法に基づく建設業者の許可の取消し	(建設政策課)	二〇
公共測量の終了	(用地課)	二二

告示

岐阜県告示第二百三十九号

林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第四条第一項の規定に基づき岐阜県林業労働力の確保の促進に関する基本計画を変更したので、同条第四項の規定により公表する。

なお、当該基本計画は、岐阜県林政部森林整備課及び各農林事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年四月五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第二百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年四月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
	羽島市正木町不破一色字 東口九番地先から			前	ハ 三・〇 メートル	ハ 三・五 メートル	木岐正 岐道正

県道	正小 木熊 線	同 市同 町同 二六番地先まで	字	後	六九 一〇五	六二五	線と重 用
----	---------------	--------------------	---	---	-----------	-----	----------

岐阜県告示第二百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年四月五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
県道	正小 木熊 線	羽島市正木町不破一色字東口 二六番地先から 同 市同 町同 六六番地先まで	七・一	平成 三・四・五	平成 六・二・三 平成 三・三・四・五 岐阜県 岐阜線と 重用

岐阜県告示第二百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年四月五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員(メートル)	延長 (メートル)	備考
県道	神野 濃野 線	関市大字西神野字池ヶ洞 五八三番の一地从先から 同市大字同 字八神下 六二〇番の一地从先まで	前 後	七〇 五〇 五〇 五〇	三五〇 三五〇	

岐阜県告示第二百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年四月五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員(メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道 号	百五十六	郡上市高鷲町西洞字中筋 二八二〇番二地先から 同 市同 町同 字下嶋 二九〇番一地从先まで	前 後	七〇 九〇 九〇 九〇	五〇〇 二八〇 二八〇	A及び Bは、 関係図 面を示 す敷地 の区分 をいふ。

岐阜県告示第二百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年四月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域の変更		敷地の幅員		延長		備考
白川呂線		加茂郡東白川村大字神土字白草四二番一地先から		同 郡 同 村 大 字 同 字 一 本 柵 二 二 六 番 一 地 先 まで		後	前	後	前	後	前	
						三〇・二	三〇・二	三〇・二	三〇・二	三三・七	三三・七	
						三〇・八	三〇・四	三〇・八	三〇・四	三三・七	三三・七	

岐阜県告示第二百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年四月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域の変更		敷地の幅員		延長		備考
大野郡白川村大字福島字		別 前 後		同 郡 同 村 大 字 同 字 一 五 九 番 一 地 先 まで		後	前	後	前	後	前	
						一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一八〇	一八〇	
						二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二六〇	二六〇	

一般 国道 号 百五十六

下ノ山八〇番一地先地内											
大野郡白川村大字福島字下ノ山八〇番一地先から											
同 郡 同 村 大 字 牧 字 ク ル ミ 沢 上 一 六 四 番 一 地 先 まで											
大野郡白川村大字牧字ク ルミ沢上一六四番一地先から											
同 郡 同 村 大 字 同 字 横 平 一 六 二 番 一 地 先 まで											
大野郡白川村大字牧字横平一六二番一地先地内											
大野郡白川村大字牧字横平一六二番一地先地内											
同 郡 同 村 大 字 同 字 同 一 五 九 番 一 地 先 まで											
後	前	後 B	前 A	後	前	後	前	後 A	前 B	後	
一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一七三	一七三	一七三	一七三	一八〇	一八〇
二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二七〇	二七〇	二七三	二七三	二八〇	二八〇
八	八	二六二	二七〇	八	八	四〇	四〇	二四〇	二四〇	二六〇	二六〇

岐阜県告示第二百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規

定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十三年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画、美濃加茂都市計画、各務原都市計画、八百津都市計画、可児都市計画及び御高都市計画下水道
木曾川右岸流域下水道

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課並びに岐阜市都市建設部都市計画課、美濃加茂市水道部下水道課、各務原市都市建設部都市計画課、可児市水道部下水道課、岐南町建設課、笠松町建設水道部建設課、坂祝町産業建設課、川辺長上下水道課、八百津町建設課及び御高町上下水道課

岐阜県告示第二百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十三年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡白川町三川字赤羽根二二一六の一、二二一九の一、二二二〇の一

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(一) 次のとおりは、省略し、その関係書類を岐阜県可茂農林事務所及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十三年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡東白川村越原字岩倉三四五の一

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(一) 次のとおりは、省略し、その関係書類を岐阜県可茂農林事務所及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。

教育委員会告示

岐阜県教育委員会告示第一号

岐阜県文化財保護条例（昭和二十九年岐阜県条例第三十七号）第八条第一項の規定により岐阜県史跡の指定を次のように行うので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年四月五日

岐阜県教育委員会

委員長 稲 本 正

指定番号	種目	名称	内 容	所在地	所有者	住 所
四八	貝塚	羽沢貝塚	羽沢貝塚は、北西約二キロメートルに所在する庭田貝塚と並んで県内では一箇所しかない貝塚である。発見は、明治四十年代にさかのぼり、大正八年に鉄道の線路敷設工事で縄文土器や石器、人骨が出土、大正十年には一部発掘調査が実施された。より内陸にある縄文時代中期前半の庭田貝塚が海水産の貝を主体とするのに対し、時期の新しい中期後半から晩期（後述の調査により晩期後葉と修正）の羽沢貝塚は淡水産の貝を主体としていることから、いわゆる「縄文海進・後退」を実証する重要な遺跡であるとして、昭和三十一年七月	海津市南濃町 羽沢三五 一、三五六 二、三五八	海津市	海津市 海津町 高須五 一五

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

九日に遺跡のほぼ中央付近の三九平方メートルを岐阜県史跡に指定した。
その後、平成八・九年の範囲確認調査により、貝塚の中心である貝層の範囲が特定され、骨・角・貝を材料にした装身具・漁具、縄文土器、石器等が多数出土した。また、その周辺で確認された土坑墓や甕棺墓からは、一〇体分の成人骨や胎児骨などが検出された。これらにより当時の生活の様子を復元できたことは、県内に類例がなく、学術的に価値が高い。
今回岐阜史第四八号（昭和三十二年七月九日指定）の周囲、三七九三平方メートルを追加指定する。

平成二十三年四月五日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十三年二月二十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ライフ・タクト
- 三代 表 者 の 氏 名 島田 美穂
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市安食字志良古二六番地九九
- 五 定款に記載された目的 この法人は介護が必要な高齢者に対して、介護保険法に基づきサービスや同法の制度外サービスを行い、住みよい地域づくり、地域福祉への理解促進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年四月五日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十三年三月七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人かがやき
- 三代 表 者 の 氏 名 松原 厚子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市津島町三丁目六〇番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、障がい者、高齢者の社会参加に努めるとともに、生きがいをもって充実した毎日を過ごせる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年四月五日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十三年三月十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人KMK
- 三代 表 者 の 氏 名 篠田 晃
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市菊井町六〇番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域の市民に対して、気軽に自然保護活動に参加することができる環境づくりを目指し、自然保護活動に関する事業を行い、自然環境の保全に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年四月五日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十三年三月四日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人良縁の会ひまわり
- 三代 表 者 の 氏 名 櫻木 徳子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県海津市平田町野寺四一九番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、未婚者や再婚希望者に対して、結婚相手の紹介及び相談、各種イベントの開催、結婚に関する情報の提供などの結婚推進支援に関する事業を行い、幸せな家庭づくりと豊かな人づくりを目標に、少子化対策及び活力ある地域づくりを図り、地域の人口増加に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十三年三月十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人岐阜県レクリエーション協会
- 三代 表 者 の 氏 名 岩田 鈔次
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市長良校前町五丁目一四番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、県民の余暇生活を開発、充実させるため、レクリエーションの総合的な普及振興を図るとともに、レクリエーションに関する活動を行う他の団体に対する支援を行い、もって県民の心身の健全な発達と明るく豊かな県民生活の形成に資することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十三年三月二十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ケアパレット
- 三代 表 者 の 氏 名 今井 佐登美
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県下呂市小川二八〇番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、「私の健康」をテーマに地域の人々が、生命の質、生活の質を維持増進しより生きがいのある生活を送るための在宅支援に関する事業を行い、すべての

人々が健やかに暮らせる地域社会作りと、保健、医療、福祉の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。
 なお、その届出書等は平成二十三年四月五日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日 平成二十三年三月二十二日
- 二 届出者の氏名又は名称 株式会社パロー
- 三 建物の名称及び所在地 パロー 茜部本郷店
- 四 岐阜県岐阜市茜部二丁目一五番一 外
大規模小売店舗の新設日 平成二十三年十一月二十三日
- 五 店舗面積 一、三九六平方メートル
- 六 駐車場の収容台数 一〇八台
- 七 荷さばき施設の面積 二四三平方メートル

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。
 なお、その届出書等は平成二十三年四月五日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び飛騨振興局において縦覧に供する。
 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十三年三月二十二日

二 届出者の氏名又は名称

ゲンキー株式会社

三 建物の名称及び所在地

（仮称）ゲンキー高山国府店

高山市国府町広瀬町一六三九番一 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十三年十一月二十三日

五 店舗面積

二、三九二平方メートル

六 駐車場の収容台数

一〇二台

七 荷さばき施設の面積

二八平方メートル

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五

条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十三年四月五日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。
 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十三年三月十七日

二 届出者の氏名又は名称

中央三井信託銀行株式会社

三 建物の名称及び所在地

モレラ岐阜

本巣市三橋字系貫川通一〇〇番一

四 変更した事項

建物設置者の代表者氏名

（変更前）取締役社長 田辺 和夫

（変更後）支配人 杉本 公仁

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社バロー

（変更後）株式会社バロー

代表取締役 田代 正美 外六者
代表取締役 田代 正美 外一四二者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五

条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十三年四月五日から四月間岐阜県商工労働部商業流

通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十三年三月十七日

二 届出者の氏名又は名称

中央三井信託銀行株式会社

三 建物の名称及び所在地

モレラ岐阜

本巢市三橋字系貫川通一〇〇番一

四 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 九箇所

(変更後) 一〇箇所

平成二十四年度岐阜県農業大学校入学試験の実施

岐阜県農業大学校学則(昭和五十七年岐阜県規則第五十二号)第九条の規定により、平成二十四年度岐阜県農業大学校学生の入学試験を次のとおり実施します。

平成二十三年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験方法

推薦入試及び一般入試

二 入学定員

三十名

推薦入試 二十五名程度

一般入試 五名程度

三 受験資格

1 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項に規定する者又は同法による高等学校を平成二十四年三月末日までに卒業する見込みの者であること。

2 推薦入試を受けようとする者は、県内高等学校長が推薦する者であること。

四 受験手続

受験しようとする者は、次の書類をそろえ、岐阜県農業大学校に提出してください。

1 入学願書(指定用紙)

2 高等学校調査書等

3 推薦入試の場合は、県内高等学校長の推薦書(指定用紙)

五 入学願書受付期間

推薦入試 平成二十三年十月三日(月)から十月十四日(金)まで

一般入試

一次募集 平成二十三年十二月十二日(月)から平成二十四年一月十三日(金)まで

二次募集(一次募集において欠員が生じた場合のみ実施)

平成二十四年二月十三日(月)から三月二日(金)まで

なお、郵送による場合は、推薦入試、一般入試とも受付期間の最終日までの消印があるものに限り受け付けます。

六 入学試験料

千七百三十円に相当する額の岐阜県収入証紙を入学願書にはり付けて納付してください(消印をしないこと)。

七 入学試験の日時、場所及び科目

1 試験日時

推薦入試 平成二十三年十月二十一日(金)午前十時から午後四時まで

一般入試

一次募集 平成二十四年一月二十日(金)午前十時から午後四時まで

二次募集(実施する場合)

平成二十四年三月九日(金)午前十時から午後四時まで

2 試験場所

可児市坂戸九三八番地 岐阜県農業大学校

3 試験科目

区	分	筆記試験	面接試験	小論文
推薦入試	無		有	有
一般入試	必須科目 国語総合 選択科目 数学、生物、農業科学基礎のうちのいずれか一科目	有	有	無

八 合格者の発表

1 発表の日時

推薦入試 平成二十三年十一月四日(金) 午前十時
一般入試

一次募集 平成二十四年一月二十七日(金) 午前十時
二次募集(実施する場合)

平成二十四年三月十三日(火) 午前十時

2 発表方法

岐阜県農業大学校本館前に合格者の受験番号を掲示するとともに、合否の結果を受験者本人に通知します。

九 試験結果の提供

平成二十四年度岐阜県農業大学校入学試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

筆記試験の科目別得点

2 提供期間

合格発表の日の翌日から一か月間

3 提供する場所

岐阜県農業大学校

4 提供を受けるために必要な書類

ア 受験票

イ 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることが確認

できる書類のうちいずれか一つ

十 その他

- 1 学科は、野菜・果樹学科及び畜産学科です。
- 2 教育年限は二年で、全寮制です。
- 3 授業料は、平成二十三年度の場合、年額六万七千二百円です。
- 4 受験に必要な指定用紙の請求及び受験手続については、岐阜県農業大学校又は各農林事務所にお問い合わせください。
- 5 卒業者は、人事院規則上「短大卒」の資格を有する者に準じて取り扱われます。
- 6 県内に就農する学生は、在学中に就農支援資金(就農研修資金)の貸付けを受けることができます。
- 7 入学試験料は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しません。

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項第四号(廃業等)の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年四月五日

岐阜県知事 古田 肇

取消年月日	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成二十三年一月六日	協同工業株式会社	代表取締役 明 佐藤	羽島郡岐南町伏屋五丁目一五二番地の一	般十七九一六五	建築工事業
平成二十三年一月七日	株式会社高橋工務店	代表取締役 智昭 高橋	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原二四九番地の一一一五	般十八一三〇三	管工事業
平成二十三年一月七日	有限会社みのり通信	代表取締役 良雄 吉川	大垣市築捨町一丁目三一一番地	般十七一七八七	電気工事業
平成二十三年一月十二日	有 limitec スリーテックス	代表取締役 雅一 松山	加茂郡八百津町野上五六六番地	般十七五〇四五	水道施設工事業

平成二十三年四月五日発行

発行者

岐阜市数田南一丁目一番一
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ
P・A・T・テクノセンター

平成二十三年三月七日	株式会社 堀井工務店	代表取締役 堀井敏夫	恵那市上矢作町七七一	特十七 七二六三	土木工事業
平成二十三年三月四日	中濃建設株式会社	代表取締役 白田賢治	関市肥田瀬二七九〇二	特十七 六九四	土木工事業
平成二十三年三月四日	株式会社 大日組	代表取締役 水谷勝	大垣市三塚町七〇七番地	特十七 五二九	土木、建築、大工、左官、とび、土工、屋根、電気、管、タイル・れんが、ブロック、鋼構造物、塗装、防水、内装仕上及び造園工事業
平成二十三年三月三日	有限会社 寶昇建設	代表取締役 日下部友信	下呂市森六二三五	般十七 二二三〇	大工及び屋根工事業
平成二十三年三月三日	乾建設工業株式会社	代表取締役 田中義廣	養老郡養老町押越三四四二	特十八 〇六五	石工事業
平成二十三年三月二日	高山パナソニック販売株式会社	代表取締役 竹内淳	高山市花岡町三丁目八二番地	般二十二 一二二四八	管工事業
平成二十三年三月二日	丸久永井工務店有限公司	代表取締役 永井明	岐阜市則武五七四番地の八	般十八 二七三八	建築工事業
平成二十三年三月二日	株式会社 ズ・ディベロップメント	代表取締役 白井俊介	岐阜市茜部菱野三丁目一八八番地	般二十一 一〇二二〇七	建築工事業
平成二十三年二月二十八日	福田造園	福田英昭	本巣市曾井中島九五五	般十八 六〇七	造園工事業
					管、タイル・れんが、ブロック、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、建具、水道施設工事業及び消防施設工事業

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年四月五日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 作業機関
国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所
- 二 作業種類
公共測量（水準測量）
- 三 作業期間
平成二十二年十月一日から
同二十三年三月十四日まで
- 四 作業地域
羽島市、海津市及び養老郡養老町地内

平成二十三年三月十日	大垣信和株式会社	代表取締役 富田博	大垣市林町八丁目八二	般十八 二〇〇〇三	土木工事業
平成二十三年三月十日	増成鉄工所	増成浩行	大垣市浅中三丁目一五番地	般十八 二〇〇二二	鋼構造物工事業